障がい者虐待防止センターを設置しました。

（玉川村役場健康福祉課内に平成２４年１０月１日から）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。
玉川村でも、平成 24 年 10 月に障がい者虐待防止センターを設置し、今後、虐待や権利の侵害の防止に努め、早期発見・早期対応が可能となる仕組みを整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化します。

障がい者虐待防止センターとは
虐待を発見した人や虐待を受けた本人から届出を受けた場合の受付窓口となり、障がい者の安全確認や緊急性の把握、県や警察、医療機関等の協力機関を連携しながら対応に関する協議、支援方法等を検討して障がい者虐待の防止と障がい者の養護者の支援も併せて行い障がい者の権利や尊厳を守ることを目的とし設置しています。

障害者虐待防止法で定義している虐待の種類
① 養護者による障がい者虐待
② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
③ 使用者による障がい者虐待（障がい者を雇用している事業主等による虐待）

玉川村障がい者虐待防止センター

役場開庁時　健康福祉課　直通　電話番号 0247－57－4623

閉庁時夜間　虐待等防止センター携帯番号 080－5220－4623

※児童・高齢者虐待等についても同様の電話番号で通報等を受け付けております。